

開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）利用条件及び利用意思確認書

〔受付機関（*）確認欄〕

■利用条件（開業時期・NW型取扱地域・NW型取扱金融機関）

【開業前～開業1年未満（※1）】	【NW型取扱地域（※2）】	【NW型取扱金融機関】
可・否	可・否	可・否

※1 開業後1年以内に日本公庫の融資を受けている場合又はNW型既利用者への追加融資の場合、開業5年未満（承諾時点）まで「可」（自己申告＋金銭消費貸借契約書、開業届等で確認）

※2 主たる事業所所在地がNW型取扱地域内であれば「可」

(すべて「可」の場合のみ利用希望を確認)

※金融機関経由申込の場合は取扱金融機関、あっせん申込の場合は原則として受付機関（大阪府、市町村又は保証協会）において確認のこと。

〔申込人記入欄〕

開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）の利用条件等について、以下のとおり確認しました。

<該当する欄に○を付けてください。>

	地域支援ネットワーク型の利用条件に該当しません。
	地域支援ネットワーク型の利用条件に該当するが、利用を希望しません。
	<p>地域支援ネットワーク型の利用条件に該当し、かつ、地域支援ネットワーク型の利用を希望します。</p> <p>なお、利用の際には、取扱金融機関及び商工会・商工会議所等による融資後3年間のフォローアップを受けることについて同意します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><主たる事業所が大阪市内の方>フォローアップを希望する機関 下記のいずれかに○をつけてください。</p> <p style="text-align: center;">大阪商工会議所 ・ （公財）大阪産業局</p> </div>

裏面の【留意事項】についてもご確認ください。

年 月 日

企業名（個人営業の場合商号）

代表者名

〔受付機関記入欄〕 〔申込人記入欄〕を確認のうえ記入のこと。

■利用希望（取扱金融機関、商工会・商工会議所等による融資後3年間のフォローアップの受入）

【利用希望】	【受付機関確認者】
有・無	

【留意事項】

大阪府中小企業融資制度を利用するにあたり、以下の内容を必ずご確認ください。

- ① 本制度を利用するにあたり、下記（利用要件・ご利用できない場合）をご確認ください。
- ② 大阪府中小企業融資制度をご利用いただく場合、融資残高が存する期間中は、毎期、取扱金融機関に対し、決算書（決算書を作成していない場合は確定申告書。以下同じ。）を提出いただく必要があります。また、大阪信用保証協会は、必要に応じ、取扱金融機関に対し、決算書の提供を求めることがあります。
- ③ 大阪信用保証協会は、融資後のフォローアップに必要なと認める範囲で、本制度利用者に関して大阪信用保証協会が保有する情報（事前指導の状況、大阪信用保証協会の審査結果等）を取扱金融機関、商工会・商工会議所・（公財）大阪産業局（以下「商工会・商工会議所等」）に提供します。
- ④ 取扱金融機関、商工会・商工会議所等は、本制度利用者の経営状況及び融資後のフォローアップの状況について、必要に応じ、大阪信用保証協会へ報告します。
- ⑤ 大阪信用保証協会に報告したフォローアップの内容等については、次回の新たな保証（他の制度融資を含む）申込み等、経営支援に活用します。なお、決算書を提出いただけない場合や、本制度利用者がフォローアップを受けない場合は、今後新たな保証利用ができない場合があります。

開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）の利用条件

主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域内にあり、地域支援ネットワーク型の取扱金融機関支店での利用を希望する方。また、商工会・商工会議所等の支援対象となり、融資後3年間金融機関及び商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることに同意する方であって、次のいずれかに該当する方

- ① 1カ月以内（※）に個人で創業しようとする方
- ② 2カ月以内（※）に中小企業の会社を新たに設立し創業する方
- ③ 個人で創業してから1年未満の方
- ④ 新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の方
- ⑤ 個人で創業してから1年以上5年未満の方であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、または開業後1年以内に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方
- ⑥ 新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満の方であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、または設立後1年以内に日本政策金融公庫の事業性貸付を受け利用中の方
- ⑦ 事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち、法人成りした会社であって、個人で事業を開始して1年未満の会社
- ⑧ 事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して1年以上5年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、または開業後1年以内（個人で開業時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社

※ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する者が、地域支援ネットワーク型の融資申込みを行う場合にあっては、6カ月以内。

本制度融資をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び 保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（特定非営利活動法人等）などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたたないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合